

第 74 / 号

令和 3 年 2 月 1 7 日

公 告

長瀬産業健康保険組合
理事長 山岡 徳慶



任意継続被保険者の標準報酬月額決定について

標記について、当組合の平均標準報酬月額は 4 4 0 , 0 0 0 円と決定しました

ので、ここに公告します。

適用期間 自 令和 3 年 4 月 1 日

至 令和 4 年 3 月 3 1 日

以 上